

① 要介護1～5の方（通所介護）

（1）基本料金

	単位数	負担額 1割	負担額 2割	負担額 3割
要介護1	567 単位/日	575 円	1,150 円	1,725 円
要介護2	670 単位/日	680 円	1,359 円	2,038 円
要介護3	773 単位/日	784 円	1,568 円	2,352 円
要介護4	876 単位/日	889 円	1,777 円	2,665 円
要介護5	979 単位/日	993 円	1,986 円	2,979 円

（2）加算料金

	単位数	負担額 1割	負担額 2割	負担額 3割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/日	23 円	45 円	67 円
入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位/日	41 円	81 円	122 円
入浴介助加算（Ⅱ）	55 単位/日	56 円	112 円	168 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位/日	57 円	114 円	171 円
認知症加算	60 単位/日	61 円	122 円	183 円
若年性認知症利用者受入加算	60 単位/日	61 円	122 円	183 円
ADL維持等加算（Ⅰ）	30 単位/月	31 円	61 円	92 円
ADL維持等加算（Ⅱ）	60 単位/月	61 円	122 円	183 円
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じた場合	（1）基本料金の負担額の3%の額			

（3）介護職員処遇改善加算Ⅰ

上記、（1）～（2）までの、当該月負担額に5.9%乗じた額

（4）介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

上記、（1）～（2）までの、当該月負担額に1.2%乗じた額

（5）令和3年9月30日までの加算

上記、（1）～（2）まで（サービス提供体制強化加算（Ⅰ）は除く）の、当該月負担額に0.1%乗じた額

上記①の金額は、介護報酬の告示上の額であり、これが改定された場合は、これら金額も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい金額を書面でお知らせします。

② 要支援1～2 および 事業対象者の方介護（予防通所介護相当サービス）月額制

（1）基本料金

	単位数	負担額 1割	負担額 2割	負担額 3割
要支援1及び週1回程度利用する事業対象者の方	1,672 単位/月	1,696 円	3,391 円	5,087 円
要支援2及び週2回程度利用する事業対象者の方	3,428 単位/月	3,476 円	6,952 円	10,428 円

(2) 加算料金

	単位数	負担額 1割	負担額 2割	負担額 3割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援1及び週1回程度利用する 事業対象者の方	88単位/月	90円	179円	268円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援2及び週2回程度利用する 事業対象者の方	176単位/月	179円	357円	536円
生活機能向上グループ加算	100単位/月	102円	203円	305円
運動器機能向上加算	225単位/月	229円	457円	685円
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	244円	487円	730円

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅰ

上記（1）～（2）までの、当該月負担額に5.9%乗じた額

(4) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

上記（1）～（2）までの、当該月負担額に1.2%乗じた額

上記②の金額は、知多北部広域連合の定める金額であり、これが改定された場合は、これら金額も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい金額を書面でお知らせします。

③要介護・要支援 共通（その他の利用料）

(1) 食事代（おやつ代込み）1日につき650円（税込）

(2) オムツ、パッド代

おむつ代 1枚につき100円（税込）

尿取りパッド代 1枚につき50円（税込）

(3) キャンセル料（通所介護のみ）

サービス利用当日の朝9:00までに事務所へキャンセルの連絡がない場合又は送迎車出発後のキャンセルは、1日につき500円＋消費税

(4) サービス提供時間外の利用料金

利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った事業の費用は、30分につき600円＋消費税

(5) 東浦町を超えて行う送迎の費用

送迎1回につき200円＋消費税

(6) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費をご請求いたします。